

毎週火、金曜日発行(但休日)に当る日(土曜日)は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正

職務の等級の分類の基準に関する規則
職員の新任給、昇給等の基準に関する規則の一部改正
暫定手当に関する規則の一部改正

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十六年三月十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改

正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「、教護及び主事補、」を「及び教護、」に、「園長、主任」を「主任」に改める。

第四条第二項第二号中「薬剤師」の上に「係長(技術吏員に限る。)、」を加え、同条第三項第二号中「保健婦」の上に「指導係長、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第二条の改正規定は昭和三十五年十月一日から、第四条の改正規定は昭和三十五年五月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則をここに公布する。

昭和三十六年三月十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

職務の等級の分類の基準に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員との給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第三条第二項の規定に基づき、給料表に定める職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を定めることを目的とする。

(等級分類の基準)

第二条 行政職給料表の職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

一 一等級

イ 別表第一の一等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第一の二等級欄に掲げる職のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイと同程度の職の占める職務

二 二等級

イ 別表第一の二等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第一の三等級欄に掲げる職のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイと同程度の職の占める職務

三 三等級

イ 別表第一の三等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第一の四等級欄に掲げる職のうち、職務の複雑困難及び責任の度がイと同程度の職の占める職務

四 四等級

イ 別表第一の四等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第一の五等級欄に掲げる職のうち、相当高度の専門的知識及び経験を必要とする職の占める職務

五 五等級

イ 別表第一の五等級欄に掲げる職の占める職務

ロ 別表第一の六等級欄に掲げる職のうち、専門的知識又は高度の熟練を要し、かつ、相当長期の経験を必要とする職の占める職務

六 六等級

別表第一の六等級欄に掲げる職の占める職務

2 公安職給料表の職務の等級の分類の基準となるべき等級別の標準的な職務の内容は、別表第二において当該等級欄に掲げる職の占める職務とする。

3 教育職給料表(一)の職務の等級の分類の基準となるべき等級別の標準的な職務の内容は、別表第三において当該等級欄に掲げる職の占める職務とする。

4 教育職給料表(二)の職務の等級の分類の基準となるべき等級別の標準的な職務の内容は、別表第四において当該等級欄に掲げる職の占める職務とする。

5 研究職給料表の職務の等級の分類の基準となるべき等級別の標準的な職務の内容は、別表第五において当該等級欄に掲げる職の占める職務とする。

6 医療職給料表(一)の職務の等級の分類の基準となるべき等級別の標準的な職務の内容は、別表第六において当該等級欄に掲げる職の占める職務とする。

7 医療職給料表(二)の職務の等級の分類の基準となるべき等級別の標準的な職務の内容は、別表第七において当該等級欄に掲げる職の占める職務とする。

当該等級欄に掲げる職の占める職務とする。

8 医療職給料表(三)の職務の等級の分類の基準となるべき等級別の標準的な職務の内容は、別表第八において当該等級欄に掲げる職の占める職務とする。

(等級分類の特例)

第三条 職員が休職となつた場合、当該休職中におけるその者の職務の等級は、前条の規定にかかわらず、休職前の職務の等級とする。

2 職員が復職し、休職前の職務の等級と同じ職務の等級に属する職務に復帰するまでの間におけるその者の職務の等級は、休職前の職務の等級とする。

(給料表相互の関係)

第四条 行政職給料表の職務の等級に分類される職に対応する他の給料表の職務の等級に分類される職は、別表第九のとおりとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十

月一日(以下「適用日」という。)から適用する。ただし、第三条第一項の規定は、適用日以後休職となつた者について適用し、別表第一中電気局発電所の庶務係長については昭和三十六年一月一日から、知事部局本庁の監察員については、同年二月十日から適用する。

2 適用日から職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十六号。以下本項において「改正条例」という。)の施行日の前日までの間において、医療職給料表及び医療職給料表の適用を受けることとなつた者の当該給料表の適用を受けることとなつた日における職務の等級は、この規則の規定にかかわらず、改正条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定により、当該給料表の適用を受けることとなつた日においてその者が属していた職務の等級とする。

3 適用日において、現に、歯科衛生士、歯科技工士又はあんま師の職務にある者の適用日以降における職務の等級は、第二条第七項の規定にかかわらず、四等級とする。

4 適用日の前日以前において休職となつた者の第三条第二項の規定の適用については、当該規定中「休職前の職務の等級」とあるのは、「その者が、この規則の適用日の前日において休職前の職務の等級に属しているものとみなして職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十六号)の規定を適用した場合に、この規則の適用日においてその者の属することとなる職務の等級」と読みかえるものとする。

5 適用日から昭和三十五年十月三十一日までの間は、この規則の別表第一中

農産加工所

〃

〃

とあるのは、

農産加工所				
有畜営農指導所				

と、

図書館	館長	館長補佐 倉吉分館長	係館長	
-----	----	---------------	-----	--

とあるのは、

図書館				庶務係長
-----	--	--	--	------

と、

別表第五中

農産加工所	果樹試験場	農業試験場	衛生部研究所	職組名	等級
				職名	
所長	場長	場長	所長	職名	一等級
		分場長		職名	二等級
	主任	特別研究員 室長	主任	職名	三等級
〃	〃	〃	研究員	職名	四等級
〃	〃	〃	研究員補	職名	五等級

種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	等級	
							職名	等級
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	一等級	二等級
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	職名	職名
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	三等級	四等級
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	職名	職名
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	五等級	職名

とあるのは、

種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	等級	
								職名	等級
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	一等級	二等級	
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	職名	職名	
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	三等級	四等級	
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	職名	職名	
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	五等級	職名	

種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	等級	
							職名	等級
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	一等級	二等級
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	職名	職名
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	三等級	四等級
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	職名	職名
種畜	種畜試験場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	種畜場	五等級	職名

とそれぞれ読みかえて適用する。

6 職務の等級に分類される職に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号)は、廃止する。

別表第一

行政職給料表等級別区分表

本知事部局	組織名	職名	等級	
			職名	等級
本知事部局	組織名	職名	一等級	二等級
本知事部局	組織名	職名	三等級	四等級
本知事部局	組織名	職名	五等級	六等級
本知事部局	組織名	職名	六等級	七等級

警 察 学 校	警 察 署	本 警 察 部	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	人 事 委 員 会	地 方 労 働 委 員 会	監 査 委 員	選 挙 管 理 委 員 会	県 会 事 務 局	小 学 校	中 学 校	(高 等 学 校 を 含 む) 鳥 取 西 倉 吉 東 米 子 東 高 等 学 校 事 務 長
				局				局			
				長 欠	局	局		長 課			
				長 主	長 課	長		長			
		課 長 補 佐		査	長						
長 子 鳥 取 倉 吉 米 警 察 署 会 計 係	係	次 長	係	係	係		課 室 調 査 員 長 佐	課 長 補 佐			事 務 長
〃	〃	事 務 吏 員 技 術 吏 員 相 当 職	事 務 吏 員 技 術 吏 員 相 当 職	事 務 吏 員 技 術 吏 員 相 当 職	事 務 吏 員 技 術 吏 員 相 当 職	事 務 吏 員 技 術 吏 員 相 当 職	事 務 吏 員 技 術 吏 員 相 当 職	事 務 吏 員 技 術 吏 員 相 当 職	〃	〃	〃
〃	〃	主 事 補 技 師 補 及 び 他 の 職 等 級 に 属 さ ない 職	主 事 補 技 師 補 及 び 他 の 職 等 級 に 属 さ ない 職	主 事 補 技 師 補 及 び 他 の 職 等 級 に 属 さ ない 職	主 事 補 技 師 補 及 び 他 の 職 等 級 に 属 さ ない 職	主 事 補 技 師 補 及 び 他 の 職 等 級 に 属 さ ない 職	主 事 補 技 師 補 及 び 他 の 職 等 級 に 属 さ ない 職	主 事 補 技 師 補 及 び 他 の 職 等 級 に 属 さ ない 職	〃	〃	〃

科 学 博 物 馆	教 育 研 究 所	図 書 馆	給 与 事 務 所	本 教 育 委 員 会 庁	発 電 建 設 事 務 所	発 電 局	本 電 氣 局	土 木 出 張 所	中 海 干 拓 事 業 所	耕 地 事 務 所	水 産 試 験 場	山 林 事 務 所	林 業 試 験 場	物 産 馆	計 量 検 定 所
							次 局								
		館 長		主 課 査 長	所 長	所 長	課 長	所 長		所 長		所 長			
		倉 吉 分 館 長 佐		課 長 補 佐	工 務 課 長	幡 郷 所 長	課 長 補 佐	鳥 取 倉 吉 復 旧 工 事 事 務 所 長	所 長						所 長
庶 務 係 長	庶 務 係 長	分 係 館 長	保 所 係 長	白 兎 莊 管 理 者 長	庶 務 課 長	庶 務 係 長	経 理 係 長	駐 在 所 主 任 長		係 長	船 務 係 長	係 長	庶 務 係 長		
〃	〃	〃	〃	事 務 吏 員 技 術 吏 員 相 当 職				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	主 事 補 技 師 補 及 び 他 の 職 等 級 に 属 さ ない 職				〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

家畜保健衛生所	保健所	中央病院	知事部局	組織名	等級
	課長	薬剤長		職名	一等級
	係長			職名	二等級
	衛生技師	薬師	栄薬技師	職名	三等級
	技師補士	栄薬技師補士	栄薬技師補士	職名	四等級
	歯科衛生士	歯科衛生士	あんま師	職名	五等級

別表第七 医療職給料表(一)等級別区分表

職員診療所	保健所	中央病院	知事部局	組織名	等級
		病院		職名	一等級
		副病院		職名	二等級
		課長	医師	職名	三等級
	医師	歯科医師	歯科医師	職名	四等級

別表第六 医療職給料表(二)等級別区分表

科学博物館	教育委員会	林業試験場	水産試験場	工業試験場	蚕業試験場	種畜場	農産加工所	果樹試験場	農業試験場	衛生部局	知事部局	組織名	等級	
	研究所	場	場	場	場	場	所	場	場	所	所	職名	一等級	
	館長	館長補佐								分場長		職名	二等級	
	係長	係長	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	主任	職名	三等級
	学芸員	研究員	"	"	"	"	"	"	"	"	研究員	研究員	職名	四等級
学芸員補	研究員補	"	"	"	"	"	"	"	"	研究員補	研究員補	職名	五等級	

別表第九

職務の等級の同格表

行政職給料表	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級
公安職給料表		一等級	二等級	三等級	四等級	五等級
教育職給料表(一)		一等級	二等級	二等級	三等級	三等級
教育職給料表(二)		一等級	二等級	二等級	三等級	三等級
研究職給料表		一等級	二等級	三等級	四等級	五等級
医療職給料表(一)	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	五等級
医療職給料表(二)		二等級	三等級	四等級	五等級	五等級
医療職給料表(三)		二等級	三等級	四等級	五等級	五等級

別表第八

医療職給料表(三)等級別区分表

職員診療所	高等看護学院	保健所	中央病院	農地開拓課	等級	
					職名	等級
		指導係長	総婦長	保健	助産	一等級
		技術職員をもってあつての職	技術職員をもってあつての職	技術職員をもってあつての職	技術職員をもってあつての職	二等級
		看護主任	看護婦	看護婦	看護婦	職名
		看護婦	看護婦	看護婦	看護婦	三等級
		准看護婦	准看護婦	准看護婦	准看護婦	職名
		准看護婦	准看護婦	准看護婦	准看護婦	四等級

職員の新任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年三月十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の新任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の新任給、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

第一条中「新任給、昇給等」を「新任給、昇格、昇給等」に改める。

第二条第一項第五号及び第六号を次のように改める。

五 昇任 職員を給料表の適用を異にすることなくその者の現に属する職務の等級に属する職(職務の等

級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年鳥取県人事委員会規則第八号。以下「等級分類基準の規則」という。)に定める職をいう。以下同じ。)より上位の職務の等級に属する職に任命することをいう。

六 降任 職員を給料表の適用を異にすることなくその者の現に属する職務の等級に属する職より下位の職務の等級に属する職に任命すること及び等級分類基準の規則別表第一において行政職給料表の四等級(これと同等とみなされる他の給料表の職務の等級を含む。)以上の等級に任命された者が休職を命ぜられ、その職を解かれることをいう。

七 昇格 行政職給料表の適用を受ける職員について、その者の職務の等級を現に属する職務の等級より昇

任によることなく一等級上位の職務の等級に変更することをいう。

八 昇給期間 職員の新任給に必要とされる給与条列第四号第六項本文又は同条第八項但書に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。

第三条第一項中「等級分類の規則の規定に基き」を「等級分類基準の規則の規定に基き」に改め、同条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一 行政職給料表初任給基準表(別表第四)

二 公安職給料表初任給基準表(別表第五)

三 教育職給料表初任給基準表(別表第六)

四 教育職給料表初任給基準表(別表第七)

五 研究職給料表初任給基準表(別表第八)

六 医療職給料表初任給基準表(別表第九)

七 医療職給料表初任給基準表(別表第十)

八 医療職給料表初任給基準表(別表第十一)

第四条第一項中「(その加える年数がその者の受けるべき初任給基準表に掲げる額の号給について、給料表に

掲げられている昇給期間(以下「昇給期間」という。)に達しない場合を除く。)」を「(その加える年数が、その者の受けるべき初任給基準表に掲げる額の号給の昇給期間に達しない場合を除く。)」に改める。

第五条第二項中「別表第十」を「別表第十二」に、「経験年数をこえている者については、」を「経験年数をこえている者の初任給基準表の適用については、」に、「その者の初任給として受けるべき号給の額とする。」を「同表の初任給欄の額とする。」に改め、同条第五項中「前各号」を「前各項」に改める。

「第三章 昇任又は降任並びに給料表又は初任給基準の異動」を「第三章 昇任、降任、昇格その他の異動」に改める。

第八条を次のように改める。

(等級別定数)

第八条 職員採用、転任、昇任又は昇格は、給与条列第四号第一項に定める職務の等級の定数(以下「等級別定数」という。)の範囲内で行なうものとする。但

し、上位の職務の等級の定数に欠員がある場合においては、その欠員数の範囲内でその定数を下位の職務の等級の定数に流用することを妨げない。

2 等級別定数は、別に定める。

〔昇格の資格基準及び時期〕

第八条の二 職員の昇格は、等級別定数に欠員がある場合においてもその者が現に属する職務の等級に二年以上在級し、かつ、昇給前の給料月額と昇給後の給料月額との差額（以下「間差額」という。）が、次期昇給において昇給前の号給又は給料月額に昇給した場合の間差額より減少することとなる号給以上の号給又は給料月額を受けるに至つた者について、第十九条第一項に定める時期に行なうものとする。

2 在級年数が二年に満たない職員のうち、職務の特殊性等により昇格させる必要があると認められる者並びに等級分類基準の規則別表第一の二等級の職にある者については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て昇格させることができる。

〔昇格の停止〕

第八条の三 職員のうち、次の各号の一に該当する者については、昇格に必要な資格を満たしている場合においてもこれを昇格させることはできない。

一 勤務成績が良好であることの証明が得られない者
二 第十三条第一号、第三号及び第四号の規定に該当する者

三 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第二十号。以下「職務専念の特例規則」という。）第三条第十号及び県費負担教職員の有給休暇に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十九号。以下「教職員の有給休暇規則」という。）第四条第十二号による義務免除及び特別休暇の期間中の者

四 任命権者の承認を得ずして欠勤中の者
五 前各号のほか、職務の性質上昇格させることが適当でない者

〔昇任又は昇格させた場合の号給又は給料月額〕

第八条の四 職員を昇任（職務の等級に異動のない者を除く。）又は昇格させた場合におけるその者の号給又は給料月額は、次の各号に定める号給又は給料月額とする。

一 昇任直前の給料月額が、昇任した職務の等級における最低の号給の額に達しないときは、昇任した職務の等級における最低の号給

二 昇任又は昇格直前の給料月額と同じ額の号給が、昇任又は昇格した職務の等級における号給のうちにあるときは、その額の号給

三 昇任又は昇格直前の給料月額が、昇任又は昇格直前の職務の等級の最高の号給以外の号給の給料月額で、当該給料月額が昇任又は昇格した職務の等級における最低の号給の額をこえ、かつ、昇任又は昇格した職務の等級における号給の額のうちにないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給

四 昇任又は昇格直前の給料月額が昇任又は昇格直前の職務の等級の最高の号給の額又はこれをこえる給

料月額で、当該給料月額が昇任又は昇格した職務の等級における最高の号給の額に達せず、かつ、昇任又は昇格した職務の等級における号給の額のうちにないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給

五 昇任又は昇格直前の給料月額が、昇任又は昇格した職務の等級における最高の号給の額をこえているときは、その最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額をその最高の号給の額に加えて得た額のうち、当該給料月額と同じ額があるときはその額、同じ額がないときはその直近上位の額の給料月額

2 職員のうち、昇任により職務の等級に異動のない者の昇任後の号給又は給料月額は、その者が昇任直前に受けていた額の号給又は給料月額とする。

〔降任させた場合の号給又は給料月額〕

第八条の五 職員を降任（職務の等級に異動のない者を除く。）させた場合におけるその者の号給又は給料月額は、次の各号に定める号給又は給料月額とする。

- 一 降任直前の給料月額と同じ額の号給が、降任した職務の等級における号給のうちにあるときは、その額の号給
- 二 降任直前の給料月額が、降任した職務の等級における最高の号給の額に達せず、かつ、降任した職務の等級における号給のうちにはないときは、当該給料月額の直近下位の額の号給
- 三 降任直前の給料月額が、降任した職務の等級における最高の号給の額をこえているときは、その最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額をその最高の号給の額に加えて得た額のうち、当該給料月額と同じ額があるときはその額、同じ額がないときはその直近下位の額の給料月額。但し、降任がその者の非違によるものである場合においては、降任した職務の等級における最高の号給
- 2 職員のうち、降任により職務の等級に異動のない者の降任後の号給又は給料月額は、その者が降任直前に受けていた額の号給又は給料月額とする。

第九条中「昇任、降任及び昇給」を「昇任、降任、昇格又は昇給」に改める。

第十条中「第四項」を「第六項本文」に、「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項但書」に改める。

第十条の二を次のように改める。

(昇給の停止及び停止に伴う昇給の調整)

第十条の二 職員のうち、勤務成績が良好であることの証明が得られない者及び次の各号の一に該当する者については、その者の現に受けている給料月額について定められている昇給期間で昇給させてはならない。

- 一 現に受けている給料月額を受けるに至つたときからその給料月額について定められている昇給期間を経過するまでの間(第二十一条又は第二十二条の規定により通算された期間を含む。)において、次に掲げる事由以外の事由によつて勤務日(県費負担教職員にあつては日曜又は休日の勤務を含む。以下同じ。)の六分の一に相当する日数を勤務しなかつた

- 者
- (1) 休日(職務専念の特例規則第三条第十号及び教職員の有給休暇規則第四条第十二号中私事による負傷又は疾病による期間中におけるものを除く。)
- (2) 職務専念の特例規則第二条及び教職員の有給休暇規則第三条に規定する年次休暇
- (3) 研修を受けた期間
- (4) 厚生に関する計画の実施に参加した期間
- (5) もつぱら職員団体の業務に従事した期間
- (6) 職務専念の特例規則第三条の規定中次に定める期間
 - イ 第一号から第九号までに該当した期間
 - ロ 第十一号に該当する期間のうち、復職した職員については第十七条第五項及び第六項の規定に基づく昇給が行なわれるまでの期間
 - ハ 第十二号から第十四号までに該当した期間
 - ニ 第十六号から第二十四号までに該当した期間
 - ホ 第二十六号中公務に關係のある期間

(7) 教職員の有給休暇規則第四条の規定中次に定める期間

- イ 第三号から第十一号までに該当した期間
- ロ 第十三号に該当する期間のうち、復職した職員については第十七条第五項及び第六項の規定に基づく昇給が行なわれるまでの期間
- ハ 第十四号から第十六号までに該当した期間
- ニ 第十八号から第二十六号までに該当した期間
- ホ 第二十八号中公務に關係のある期間

二 昇給期間中において、自己の非違により停職、減給又は戒告処分を受けた者

2 前項第一号の規定に該当する者の昇給は、勤務した日がその者の現に受けている給料月額について定められている昇給期間中の勤務日の六分の五に相当する日数をこえたとき以後の第十九条第一項に定める時期に行なうものとする。

第十一条を次のように改める。

(梓外昇給)

第十一条 職員の現に受けている給料月額がその者の現に属する職務の等級の最高の号給の額又はこれをこえている額である場合において、その現に受けている号給の額又は給料月額を受けるに至つたときからその号給又は給料月額について定められている昇給期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の等級における最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額をその者が現に受けている号給の額又は給料月額に加えて得た額に昇給させることができる。

第十二条を次のように改める。

(特別昇給)

第十二条 職員の勤務成績が特に良好であるときは、その者の現に受けている給料月額について定められている昇給期間を短縮して第十九条第一項に定める時期に直近上位の額の号給又は給料月額に昇給させることができる。

2 前項の規定により短縮する期間は、六月以内とする。

第十四条の見出しを「(特別昇給させる職員の数)」に改め、同条第一項中「昇給期間を短縮する職員の数(以下「期間短縮人員数」という。)」を「特別昇給させる職員の数(以下「特別昇給人員数」という。)」に改め、同条第四項中「期間短縮人員数」を「特別昇給人員数」に改める。

第十五条の見出しを「(特別昇給の特例)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「定期昇給期間又は枠外昇給期間」を「その者の現に受けている給料月額(職務の等級が異動することとなる場合は異動後の給料月額)について定められている昇給期間」に改め、同条同項第五号但書を削り、同条第二項第一号から第六号までを次のように改め、同条第三項中「下欄に掲げる等級に採用されたものとした場合の初任給の額」の下に「(教育職給料表)初任給基準表の大学卒の区分の備考欄の額は、同区分の初任給欄の額と同じものとみなす。」を加える。

一 昇給期間が十二月である給料月額を受けている者

にあつては、九月以内

二 昇給期間が十八月である給料月額を受けている者にあつては、十五月以内

三 昇給期間が二十四月である給料月額を受けている者にあつては、二十一月以内

第十六条の見出しを削り、同条の次に次の一条を加える。

(特別昇給の禁止)

第十六条の二 職員の昇任が次の各号の一に該当するときは、第十五条第一項第五号の規定にかかわらず、昇給させることはできない。

- 一 昇任が第八条の四第一項第一号の規定に該当する場合のうち、昇任後の職務の等級の最低の号給の額が、昇任前の職務の等級における号給の額より当該等級における一号給以上上位の号給の額と同じ額又は一号給以上上位の額の直近上位の額となる場合
- 二 第十五条第一項第五号の規定に定める特別昇給を受けた者が降任後再び昇任し、その昇任直後の職務

の等級が降任直前の職務の等級以下である場合

第十七条を次のように改める。

(休職等の期間のある職員の号給又は給料月額の調整)

第十七条 休職又は職務専念の特例規則第三条第十号の規定に該当する義務免除若しくは教職員の有給休暇規程則第四条第十二号の規定に該当する特別休暇(以下「休職等」という。)のため勤務しなかつた職員が復職し、又は再び勤務するに至つた場合においては、次表上欄に掲げる事由に応じ、当該休職等の期間に同表下欄に掲げる換算率を乗じて得た期間(以下「調整期間」という。)を引き続き勤務したものとみなして、その者の休職等の終了した日の翌日(以下「復職等の日」という。)以降の号給又は給料月額を調整(昇給期間の短縮を含む。)することができる。

休職等の事由	換算率
公務上の負傷又は疾病	三分の三以内
結核性疾患	二分の一以内

結核性以外の心身の故障、
刑事事件に関する起訴(無罪となつた場合に
限る。)

三分の一以内
三分の三以内

2 前項の休職等の期間は引き続き休職等の期間とし、
休職等となつた日(休職等の期間中において昇給した
者については、その昇給した日)を起算日として暦に
より月数及び日数を算出するものとする。

3 第一項の休職等の期間の換算は、次の各号に定める
ところにより行なうものとする。

一 月数については、前項の規定により算出された月
数に第一項の換算率を乗じて行ない、端数を生じた
場合には、三十日にその端数を乗じてこれを日に換
算するものとする。

二 日数については、前項の規定により算出された日
数に第一項の換算率を乗じて行ない、換算後の日数
と前号によつて算出された日数とは合算して三十日
をもつて一月とし、合算後における一日に満たない
端数は切り捨てるものとする。

4 第一項の規定の適用を受ける職員の号給又は給料月
額の調整は、復職等の日に行なうものとし、当該職員
が復職等の日において受けている号給又は給料月額に
ついて定められている昇給期間にそれより上位の号給
又は給料月額について定められている昇給期間を、調
整期間と休職等となつた日以前の勤務期間で昇給の対
象となることとの期間とを合算(調整期間と勤務期間
の日数を合算するときは、三十日をもつて一月とす
る。)した期間(以下「是正期間」という。)をこえ
るまで順次加え、そのこえる際に加えられた昇給期間
について定められている号給又は給料月額をもつて調
整後の号給又は給料月額とする。

5 前項の規定を適用した場合において号給又は給料月
額に異動を生じない者については、その者の復職等の
日に受けている号給又は給料月額をその日に受けたも
のとした場合の当該号給又は給料月額について定めら
れている昇給期間を、是正期間に相当する期間短縮す
ることができる。

6 第四項の規定による調整後は正期間に余剰の生ずる
者については、その者の調整後の号給又は給料月額に
ついて定められている昇給期間を、当該余剰の期間に
相当する期間短縮することができる。

7 前各号の規定を適用する場合には、個々につ
いてあらかじめ人事委員会の承認を得なければならな
い。

第十八条を次のように改める。

第十八条、職員のうち、現に受けている号給又は給料月
額を調整される者で、前条に規定する調整よりも第十
条の二第二項に規定する調整による方が有利となる場
合又は両者が同じ結果となる場合においては、前条に
規定する調整は行なわないものとする。

第十九条第二項中「第五号」の下に「(第十六条の二
第一号の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

第十九条の二中「第五号」の下に「(第十六条の二第
一号の規定の適用を受ける場合のうち、一号給上位の号
給の額と同じ額又は一号給上位の号給の額の直近上位の

額となる場合を含む。)」を加える。

第二十一条を次のように改める。

(期間の通算)

第二十一条 職員の給料月額が第四条第二項、第五条第
二項若しくは第四項、第七条、第八条の四第一項、第
八条の五又は第九条の規定により決定された場合にお
ける最初の昇給の昇給期間については、次の各号に定
める期間を通算することができる。

一 第四条第二項又は第五条第二項の規定により給料
月額が決定された場合で、これらの規定による給料
月額の決定に必要な経過年数をこえる経過年数を有
するときは、そのこえる部分の経過年数(以下「余
剰期間」という。)を次表上欄の区分に応じ、同表
下欄に定める期間

余 剰 期 間	短縮する期間
三月以上六月未満	三 月
六月以上九月未満	六 月

九月以上十二月未満

九月 月

二 第五条第四項の規定により給料月額が決定された場合で、部局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

三 第七条の規定により給料月額が決定された場合においては採用直前の給料月額を受けていた期間（給料表又は初任給の基準が異なることとなる場合のほか、給料月額に異動のあつた場合を除く。）

四 第八条の四第一項第一号の規定により最低の号給に決定された場合で、その昇任直前の号給の額が当該最低の号給の額の直近下位の額である場合に限る、昇任直前の号給を受けていた期間に相当する期間（その期間がその昇給期間をこえるときはその昇給期間に相当する期間）

五 第八条の四第一項第二号又は第八条の五の規定により号給が決定された場合においては、昇任、昇格

又は降任直前の号給を受けていた期間に相当する期間（その期間がその昇給期間をこえるときはその昇給期間に相当する期間）。但し、第六号(1)の規定に該当するときは、当該規定の例による期間

六 第八条の四第一項第三号から第五号までの規定により号給又は給料月額が決定された場合においては、昇任又は昇格直前の号給又は給料月額を受けていた期間に相当する期間（その期間がその昇給期間をこえるときはその昇給期間に相当する期間）。但し、次の(1)及び(2)に該当するときは、それぞれに定める期間

(1) 昇任又は昇格後同じ号給又は給料月額に決定されることとなる昇任又は昇格直前の号給又は給料月額が二ある場合で、昇任又は昇格直前の号給又は給料月額がその下位の号給又は給料月額であるときは、昇任又は昇格直前の号給又は給料月額を受けていた期間が六月をこえる場合に限り、三月

(2) 昇任又は昇格後同じ号給又は給料月額に決定さ

れることとなる昇任又は昇格直前の号給又は給料月額が三ある場合で、昇任又は昇格直前の号給又は給料月額がその中位の号給又は給料月額であるときは、三月（昇任又は昇格直前の号給を受けていた期間が三月未満のときはその期間に相当する期間）

七 第九条の規定により給料月額が決定された場合においては、その給料月額を受けたものとみなされる日から異動の日の前日までの期間

八 第一号、第二号、第三号又は前号の規定の適用を受ける職員が、その予定の昇給の時期以前において、第四号から第六号までの一に該当することとなつたときは、当該各号の期間に第一号、第二号、第三号又は前号の規定による期間を加えた期間

別表第三注一中「区分欄に掲げる区分」を「区分欄に掲げる学歴区分」に、「別表第四注二」を「別表第四一注二及び別表第八一注二」に改める。

別表第十を別表第十二とし、別表第四から別表第九ま

でを次のように改める。

別表第四

行政職給料表初任給基準表

一 イ表

学歴免許	試験区分	初任給
大卒	上級	一三、〇〇〇円
短大卒	中級	九、三〇〇円
高校卒	初級	八、三〇〇円
中学卒		八、一〇〇円

注一 本表は、ロ表の適用を受ける職員には適用しない。

二 試験合格者については、当該試験の結果に基づき採用候補者名簿が確定したときをもつて学歴免許欄に掲げる学歴を取得したものとみなして本表を適用する。

二 ロ表

学歴免許	試験区分	初任給
大学卒	上級甲	一三、九〇〇円
	上級乙	一三、〇〇〇円

注 本表は、国家公務員採用上級(甲種)試験又は国家公務員採用上級(乙種)試験に合格した者を職員として採用する場合に適用する。

別表第五

公安職給料表(初任給基準表)

試験区分	初任給
上級	一三、八〇〇円
中級	一〇、八〇〇円
初級	九、四〇〇円

別表第六

教育職給料表(初任給基準表)

学歴免許	初任給
大学院修士課程修了	一六、一〇〇円
大学卒	一三、八〇〇円
短大卒	一〇、一〇〇円
高校卒	八、六〇〇円

別表第七

教育職給料表(初任給基準表)

学歴免許	初任給	備考
大学院修士課程修了	一五、八〇〇円	講師、助教諭及び養護助教諭に採用された場合は一三、七〇〇円
大学卒	一二、八〇〇円	
短大卒	一〇、〇〇〇円	
高校卒	八、六〇〇円	

別表第八

研究職給料表(初任給基準表)

一 表

学歴免許	試験区分	初任給
大学卒	上級	一二、三〇〇円
短大卒	中級	九、三〇〇円
高校卒	初級	八、三〇〇円
中学卒		八、一〇〇円

注 一 本表は、口表の適用を受ける職員には適用しない。

二 試験合格者については、当該試験の結果に基づく採用候補者名簿が確定したときをもつて学歴免許欄に掲げる学歴を取得したものとみなして本表を適用するものとする。

二 口表

学歴区分	試験区分	初任給
大学卒	上級甲	一三、三〇〇円
	上級乙	一二、三〇〇円

注 本表は、国家公務員採用上級(甲種)試験又は国家公務員採用上級(乙種)試験に合格した者を職員として採用する場合に適用する。

別表第九

医療職給料表(初任給基準表)

学歴免許	初任給
医大卒	二〇、二〇〇円
医専五卒	一六、四〇〇円
医専四卒	一五、二〇〇円

別表第十

医療職給料表(初任給基準表)

職名	学歴免許	初任給
栄養士	短大三卒	一〇、二〇〇円
	短大二卒	九、三〇〇円
	旧検定合格者	八、九〇〇円
歯科衛生士	歯科衛生士学校卒	八、九〇〇円

あん摩師 旧 中 五 卒 八、三〇〇円

注 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員のうち、この表に定めのないものの初任給は、行政職給料表初任給基準表に定めるところによるものとする。

別表第十一 医療職給料表(ロ)初任給基準表

学歴免許	初任給	備考
助産婦養成所卒	二二、一〇〇円	修業年限が一年をこえるものに限る。
保健婦養成所卒	二二、一〇〇円	修業年限が一年をこえるものに限る。
短大三卒	一一、三〇〇円	
旧専三卒	一〇、五〇〇円	
高校卒	八、六〇〇円	

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、職員の給与に関する条

附 則

例の一部を改正する条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「改正条例」という。)附則第八項の規定の適用を受ける職員については、昭和三十五年十二月二十四日から適用し、第十条の二の改正規定中休職等に関連のある部分の規定並びに第十七条及び第十八条の改正規定は、昭和三十五年四月一日以降の休職等の期間について適用する。

2 前項ただし書の規定中公務上の負傷又は疾病により休職等となつた期間のある場合で昭和三十五年九月三十日までの期間については、第十条の二の改正規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。

3 第一項ただし書の規定中公務以外の事由により昭和三十五年四月一日以降同年九月三十日までに復職し又は再び勤務することとなつた者及び同年十月一日以降において復職し又は再び勤務することとなつた者のうち、等級分類基準の規則附則第四項の規定を適用した場合に復職し又は再び勤務することとなつた日における職務の等級が同年九月三十日における職務の等級と

同じ職務の等級となる者(以下「同一等級該当者」という。)については、第十七条の改正規定中次表上欄

に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 字 句
第十七条第一項	休職等の期間	休職等の期間(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「改正条例」という。)に基づき給与の切替の際、経過月数とされた昭和三十五年九月三十日までの期間を除く。)
第十七条第四項	休職等となつた日以前の勤務期間で昇給の対象となつたものの期間	休職等となつた日以前の勤務期間で昇給の対象となつたものの期間(改正条例に基づき給与の切替の際、経過月数とされた期間を除く。)

4 同一等級該当者以外の職員が昭和三十五年十月一日以降に復職し又は再び勤務することとなつた場合において、復職し又は再び勤務することとなつた日に属することとなる職務の等級は、等級分類基準の規則附則第四項に定める等級とし、復職し又は再び勤務することとなる日に受けることとなる号給又は給料月額は、休職前に受けていた号給の額又は給料月額を基として同年九月三十日においてその者が勤務していたものと

みなして、改正条例の規定を適用した場合にその日に受けることとなる号給又は給料月額に対して第十七条の改正規定を適用して得られることとなる号給又は給料月額とする。

5 改正条例附則第九項の規定により昇給期間が延伸された職員(以下「延伸該当職員」という。)のうち、切替日以降における最初の昇給がなされるまでの間において、職務の等級に異動のあつた者については、当

該異動後の最初の昇給を、当該異動の日から、改正条例附則第九項の規定の適用により当該異動がなかつたものとした場合に次期昇給日とされた日までの期間(この期間が改正条例附則第九項の規定に基づき人事委員会の定めた延伸月数に相当する期間をこえる場合はその延伸月数に相当する期間)だけ延伸するものとし、第十九条の二第一項中「当該昇給が行なわれないものとした場合の次期定期昇給若しくは次期枠外昇給の時期」とあるのは「職務の等級に異動がなかつたものとした場合における職員との給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三十六号)附則第九項の規定の適用により次期昇給日とされた時期」と読み替えて適用するものとする。

6 延伸該当職員のうち、切替日以降における最初の昇給がなされるまでの者(前項の規定の適用を受ける者を含む。)に対しては、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定中「昇給期間」とあるのは「昇給期間に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十五年十二月鳥取県条例第三

十六号)附則第九項の規定により延伸された期間を加算した期間」と読み替えて適用するものとする。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年三月十日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則(昭和三十六年鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中

「第十四条 削除」を

「第十四条 削除

別表第二を次のように改める。 に改める。

別表第二 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価 一部月極一三〇円(配達料共)〕